

○厚生労働省告示第二十四号  
地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）第四条第一項の規定に基づき、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成六年厚生省告示第三百七十四号）の一部を次の表のように改正したので、同条第三項の規定により公表する。

令和四年二月一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

少子高齢化の更なる進展や人口の減少といった人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加など住民の生活スタイルも大きく変化するとともに、がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患等の非感染性疾患（NCD）の増加、新興・再興感染症の感染拡大をはじめとする健康危機に関する事案の変容など地域保健を取り巻く状況は、大きく変化している。

一方、地方公共団体間において地域保健に係る役割の見直しが行われる中、地域保健の役割は多様化しており、行政を主体とした取組だけでは、今後、更に高度化、多様化していく国民のニーズに応えていくことが困難な状況となっている。

また、保健事業の効果的な実施や高齢化社会に対応した地域包括ケアシステムの構築、社会保障を維持・充実するため支え合う社会の回復が求められている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴う保健所等における業務負担の増大等の影響により、感染症対策をはじめとする健康危機管理に係る外部人材の活用を含む人員の確保、保健所等の組織体制の強化及び緊急事態に即時に対応できる全庁的な体制の整備の重要性が改めて認識されている。



## 六〇八 (略)

## 第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

保健所は、地域保健に関する広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化するほか、地域の医師会の協力の下に医療機関との連携を図ること等により、また、市町村は、住民に身近で利用頻度の高い保健、福祉サービスを一体的に実施するため、市町村保健センター等の体制の整備を積極的に推進すること等により、ライフサイクルを通して一貫した保健、医療、福祉サービスを提供することが重要である。

このため、市町村、都道府県及び国は、次のような取組を行うことが必要である。

## 一 保健所

## 1 保健所の整備

保健所は、地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化するため、次のような考え方に基づき、地域の特性を踏まえつつ規模の拡大並びに施設及び設備の充実を図ること。

## (1) 都道府県の設置する保健所

(1) 都道府県の設置する保健所の所管区域は、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るために、二次医療圏（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十四号）に規定する区域をいう。以下同じ。又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百八条第二項に規定する区域とおおむね一致した区域とすることを原則として定めることが必要であること。ただし、現行の二次医療圏が必ずしも保健サービスを提供する体制の確保を図る趣旨で設定されていないことから、二次医療圏の人口又は面積が平均的な二次医療圏の人口又は面積を著しく超える場合には地域の特性を踏まえつつ複数の保健所を設置できることを考慮すること。

## (2) (略)

## (1) 政令指定都市及び特別区の設置する保健所

(1) 政令指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）は、地域の特性を踏まえつつ、保健所が、従来おおむね行政区単位に設置されてきたことに配慮しながら、都道府県の設置する保健所との均衡及び保健所政令市（令第一条第三号の市をいう。以下同じ。）の人口要件を勘案し、住民が受けられるサービスの公平性が確保されるように保健所を設置することが望ましいこと。

(2) 政令指定都市を除く政令市及び特別区は、都道府県の設置する保健所との均衡及び保健所政令市の人団要件を勘案し、地域の特性を踏まえつつ、保健所を設置することが望ましいこと。

(3) (4) (略)

## 六〇八 (略)

## 第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

保健所は、地域保健に関する広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化するほか、地域の医師会の協力の下に医療機関との連携を図ること等により、また、市町村は、住民に身近で利用頻度の高い保健、福祉サービスを一体的に実施するため、市町村保健センター等の体制の整備を積極的に推進すること等により、ライフサイクルを通して一貫した保健、医療、福祉サービスを提供することが重要である。

このため、市町村、都道府県及び国は、次のような取組を行うことが必要である。

## 一 保健所

## 1 保健所の整備

保健所は、地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化するため、次のような考え方に基づき、地域の特性を踏まえつつ規模の拡大並びに施設及び設備の充実を図ること。

## (1) 都道府県の設置する保健所

(1) 都道府県の設置する保健所の所管区域は、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るために、二次医療圏（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第九号）に規定する区域をいう。以下同じ。又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百八条第二項に規定する区域とおおむね一致した区域とすることを原則として定めることが必要であること。ただし、現行の二次医療圏が必ずしも保健サービスを提供する体制の確保を図る趣旨で設定されていないことから、二次医療圏の人口又は面積が平均的な二次医療圏の人口又は面積を著しく超える場合には地域の特性を踏まえつつ複数の保健所を設置できることを考慮すること。

## (2) (略)

## (1) 政令市及び特別区の設置する保健所

(1) 政令指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）は、地域の特性を踏まえつつ、保健所が、従来おおむね行政区単位に設置されてきたことに配慮しながら、都道府県の設置する保健所との均衡及び保健所政令市（地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号。以下「令」という。）第一条第三号の市をいう。以下同じ。）の人口要件を勘案し、住民が受けられるサービスの公平性が確保されるように保健所を設置することが望ましいこと。

(2) 政令指定都市を除く政令市（令第一条の市をいう。以下同じ。）及び特別区は、都道府県の設置する保健所との均衡及び保健所政令市の人団要件を勘案し、地域の特性を踏まえつつ、保健所を設置することが望ましいこと。

(3) (4) (略)

## 2 保健所の運営

## (一) 都道府県の設置する保健所

都道府県の設置する保健所（以下この「」において「保健所」という。）は、次のような地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化すること。

(1)～(5) (略)

## (6) 地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化

ア 健康危機の発生に備え、保健所は、地域の保健医療の管理機関として、平時から、法令に基づく監視業務等を行うことにより、健康危機の発生の防止に努めるほか、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、地域医療とりわけ救急医療の量的及び質的な提供状況を把握し、評価するとともに、地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関と調整を行うことにより、地域における医療提供体制の確保に努め、また、保健衛生部門、警察等の関係機関及びボランティアを含む関係団体と調整することにより、これらとの連携が確保された危機管理体制の整備に努めること。感染症については、国立感染症研究所、地方衛生研究所等の研究機関と連携の上、検査の精度管理に努めるとともに、感染情報の管理等のためのシステムを活用し、最新の科学的知見に基づく情報管理を推進すること。

併せて、健康危機の発生時に専門技術職員による調査業務その他の保健活動が迅速かつ適切に行われるよう、平時から健康危機の発生時における全序的な人員配置及び職員の業務分担を検討するとともに、職員等に対し研修等を必要に応じて実施することにより危機管理体制の整備を図ること。また、平時から管内の関係教育機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等の地域保健に係る知見を有する人材が所属する機関との連携を図ること。

また、健康危機管理に関する住民の意識を高めるため、リスクコミュニケーションに努めること。なお、地域の保健医療情報の集約機関として、保健所の対応が可能となるよう、休日及び夜間を含め適切な対応を行う体制の整備を図ること。

イ・ウ (略)

エ 健康危機管理に係る体制の整備に当たっては、その体制が保健所内の組織全般の運営に及ぼす影響の程度や健康危機への対応に要する期間等の諸般の事情を考慮するとともに、地域保健対策の推進に支障を来すことがないよう配慮の上、必要に応じて国とも調整の上、健康危機管理に係る業務以外の既存の業務の縮小や当該業務の実施の順延等を検討すること。

二 (2) (略)

(7) (略)

## 2 保健所の運営

## (一) 都道府県の設置する保健所

都道府県の設置する保健所（以下この「」において「保健所」という。）は、次のような地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化すること。

(1)～(5) (略)

## (6) 地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化

ア 健康危機の発生に備え、保健所は、地域の保健医療の管理機関として、平常時から、法令に基づく監視業務等を行うことにより、健康危機の発生の防止に努めるほか、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、地域医療とりわけ救急医療の量的及び質的な提供状況を把握し、評価するとともに、地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関と調整を行うことにより、地域における医療提供体制の確保に努め、また、保健衛生部門、警察等の関係機関及びボランティアを含む関係団体と調整することにより、これらとの連携が確保された危機管理体制の整備に努めること。

また、健康危機管理に関する住民の意識を高めるため、リスクコミュニケーションに努めること。なお、地域の保健医療情報の集約機関として、保健所の対応が可能なよう、休日及び夜間を含め適切な対応を行う体制の整備を図ること。

イ・ウ (略)

(新設)

二 (2) (略)

(7) (略)



人材確保支援計画の策定及びこれに基づく事業の実施に当たつての留意事項

2  
人材確保支援計画の策定及びこれに基づく事業の実施に当たつての留意事項  
都道府県は、人材確保支援計画の策定及びこれに基づく事業については、特定町村との十分な意思疎通及び共通の課題を抱える特定町村における当該事業の一体的な推進を図るほか、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体及び医療機関との連携又は協力体制を確立すること等により、広域的な健康危機発生時における連携又は協力体制の基盤形成も含め、地域の特性に即し、効果的に実施するよう留意すること。

#### 第四 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項

地域の特性に即した地域保健対策を効果的に推進し、地域における健康危機管理能力を高めるためには、科学的な見識を踏まえることが重要である。このため、保健所、地方衛生研究所、国立試験研究機関等において、次のような取組を行うことが必要である。

## 第五章 第六節 その他地域保健対策の推進に関する重要事項（略）

## 五 地域における健康危機管理体制の確保

地域住民が安心して暮らせるためには、地域における健康危機管理体制を確保することが重要である。

5

5 都道府県及び市町村は、複数の都道府県に及ぶ大規模災害の発生及び感染症のまん延に備えて、地方公共団体間で情報収集、情報提供、要支援者への支援等の保健活動の連携体制を強化するとともに、国は、広域的な災害及び感染症のまん延に係る保健活動に資する人材の育成を支援し、保健活動に携わる保健師等について、迅速に派遣のあつせん・調整を行う仕組みを構築すること。

6

六  
1 地方衛生研究所の機能強化  
地方衛生研究所は、病原体や毒劇物についての迅速な検査及び疫学調査の機能の強化を図るため、施設及び機器の整備、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実並びに研修の実施等による人材の育成、救命救急センター、他の地方衛生研究所、国立試験研究機関等との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図ること。

七  
略

人材確保支援計画の策定及びこれに基づく事業の実施に当たつての留意事項

都道府県は、人材確保支援計画の策定及びこれに基づく事業の実施に当たつての留意事項  
十分な意思疎通及び共通の課題を抱える特定町村における当該事業の一体的な推進を図る  
ほか、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職  
能団体及び医療機関との連携又は協力体制を確立すること等により、地域の特性に即し、  
効果的に実施するよう留意すること。

第四 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項

地域の特性に即した地域保健対策を効果的に推進し、地域における健康危機管理能力を高めるためには、科学的な知見を踏まえることが重要である。このため、保健所、地方衛生研究所、国立試験研究機関等において、次のような取組を行うことが必要である。

## 第五 第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項（略）

## 五 地域における健康危機管理体制の確立

地域住民が安心して暮らせるためには、地域における健康危機管理体制を確保することが重要である。

1

5 都道府県及び市町村は、複数の都道府県に及ぶ大規模災害の発生に備えて、地方公共団体間で情報収集、情報提供、要支援者への支援等の保健活動の連携体制を強化するとともに、国は、広域的な災害に係る保健活動に資する人材の育成を支援し、保健活動に携わる保健師等について、迅速に派遣のあつせん・調整を行う仕組みを構築すること。

6  
〔略〕

六 地方衛生研究所の機能強化  
1 地方衛生研究所は、病原体や毒劇物についての迅速な検査及び疫学調査の機能の強化を図るため、施設及び機器の整備、調査及び研究の充実並びに研修の実施等による人材の育成、救命救急センター、他の地方衛生研究所、国立試験研究機関等との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図ること。

七  
略